

江戸川区立公園他施設指定管理者基本協定書の指定管理者の名称変更を議会の承認を求める議案として、区長に提出をお願いする事を求める陳情

(総務委員会付託)

受理番号 第 76 号

受理年月日 平成 24 年 2 月 20 日

付託年月日 平成 24 年 2 月 23 日

陳情者
.

陳情原文 江戸川区立公園他施設指定管理者基本協定書(以下「協定書」という)第 28 条には、「乙(財団法人江戸川区環境促進事業団、以下「事業団」という)は、団体の所在地及び理事長等に変更が生じる場合、速やかに甲(江戸川区長)に報告しなければならない。」とあります。

当指定管理者は、江戸川区立公園条例第 13 条の 4 第 3 項により、議会の議決で指定されました。議会だより 199 号(平成 23 年 4 月 10 日発行)に指定管理者は、「財団法人江戸川区環境促進事業団。指定期間平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで。」と記事としてあります。区議会で議決承認されました。

本協定書第 28 条では、「団体の所在地及び理事長等に変更」の報告と明記され、名称の変更には、対する項がなく、区議会で承認が必要です。又、本協定書第 30 条では、「この協定に定めのない事項又は協定事項の疑義については、甲乙協議のうえ定める。」とあります。本協定書第 30 条の定めのない事項については、行政文書開示請求書にて開示を求めましたが、「協議はしていないので文書はない」と回答を受けました。別紙資料として添付をいたします。

次に、公益財団法人えどがわ環境財団より平成 23 年 9 月 6 日に、法人名称等の変更を行ったので業者登録情報の変更手続きをお願いする文書を出しました。一方、収受した土木部計画課では、「財団法人江戸川区環境促進事業団の名称等の変更手続きについて」という件名にて、未登録業者登録内容変更届を用地経理課へ提出しました。ここで重要な点は、業者登録を用地経理課が受理したのみであるということです。(資料添付あり)

さらに、江戸川区職務権限規程第 9 条、決定すべき事案の別表 6 にある契約には、本協定書については、区長決裁・議会議決となるのです。

以上のように、本協定書の指定管理者の名称変更を議会に議案として提出し、早期に議会の承認を求めることと考え、陳情いたします。